

1. Press Releases/Topics

「じゅうろく 補助金サポートセミナー・補助金サポート個別相談会」を開催します。

平成30年度補正予算および平成31年度当初予算において、中小企業等が活用できる各種補助金が措置される見通しです。

「じゅうろく 補助金サポートセミナー」では、第一部で中部経済産業局の担当者をお招きし、国の補助金制度の概要を解説いたします。第二部では「補助金の採択につながる申請書の組み立て方」と題して、岐阜県産業経済振興センターのものづくりコーディネーターより実践的な補助金の申請書の組み立て方についてご説明いたします。第三部では十六リースより、「ものづくり補助金」の加点項目となる「先端設備等導入計画」についてご説明いたします。セミナー終了後は、「補助金サポート個別相談会」を開催し、補助金申請に関するご相談を承ります。

目次

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室

名称	じゅうろく 補助金サポートセミナー・補助金サポート個別相談会
内容	<p>【第1部】「平成30年度補正予算および平成31年度当初予算における補助制度の紹介」 講師：「中部経済産業局」ご担当者さま</p> <p>【第2部】「ものづくり補助金セミナー～採択につながる申請書の組み立て方～」 講師：「岐阜県産業経済振興センター」ご担当者さま (※セミナー後、申請のポイントを押さえたエクセルフォーマットを提供いたします。)</p> <p>【第3部】「先端設備導入計画について」 講師：「十六リース」ご担当者さま</p> <p>【個別相談会】 岐阜県よろず支援拠点ものづくりコーディネーターが補助金申請に関する質問にお答えします。</p>
日程	平成31年3月6日(水) ■セミナー：13:30～16:30 ■個別相談会：16:30～17:45
場所	ぎふメディアコスモス1階(岐阜県岐阜市司町40番地5) ■セミナー：みんなのホール ■個別相談会：かんがえるスタジオ
対象	国の補助金制度などにご興味、ご関心のある企業さま。 なお、当行とお取引のない企業さまもお申込みいただけます。
定員	■セミナー：300名 ■個別相談会：希望者さま20組程度(先着順)
参加費	無料
照会先	法人営業部 地域開発グループ(TEL:058-266-2523)

「じゅうろく『食品衛生セミナー・個別相談会』&『契約獲得へつなげる商談力向上セミナー』」を開催します。

平成30年6月に改正食品衛生法が公布され、全ての食品事業者にはHACCPの導入が義務付けられ、食品事業者のみならず、2020年以降HACCP対応が求められることとなりました。

本セミナーでは、第1部は関心が高まっているHACCPについてご説明するとともに、第2部では、首都圏をはじめとした域外への販路拡大を狙う事業者さまが、大手バイヤーと商談を行うにあたって、成約率の向上に役立つ講演およびワークショップを実施します。

HACCPへの対応についてお困りの事業者さまや、新たな販路拡大をお考えの事業者さまは、是非この機会をご活用ください。

名称	じゅうろく「食品衛生セミナー・個別相談会」&「契約獲得へつなげる商談力向上セミナー」
日程	平成31年2月15日(金) 10:30～17:30
場所	岐阜商工会議所5階 (岐阜市神田町2丁目2番地)
対象	【第1部】 HACCP導入を検討されている食品事業者 【第2部】 大手バイヤーとの商談力向上を目指す事業者
定員	【第1部】 80名 【第2部】 30名
参加費	無料
照会先	十六銀行 法人営業部 地域開発グループ (TEL:058-266-2523)

NOBUNAGA21「第 18 回地域経済活性化セミナー」を開催します。

当行、野村證券株式会社、有限責任監査法人トーマツの3社による民間主導型ベンチャー支援ネットワーク「NOBUNAGA21」は、平成31年3月20日(水)に『NOBUNAGA21「第18回地域経済活性化セミナー」～“NOBUNAGA”～平成最後の麒麟児を探せ！～』を開催いたします。

本セミナーは、ベンチャー企業、起業家の発掘・育成をはかり、地域経済の活性化および発展に貢献することを目的とするものです。

名 称	NOBUNAGA21「第 18 回地域経済活性化セミナー」
日 程	平成 31 年 3 月 20 日(水) 13:30～16:00
場 所	岐阜商工会議所 大ホール (岐阜市神田町 2 丁目 2 番地)
内 容	【第 1 部】「NOBUNAGA ファーストステージ」授賞式 【第 2 部】「ニュービジネスプラン助成金」授賞式 【第 3 部】講演 講 師:浅野燃糸株式会社 代表取締役社長 浅野 雅己 氏 テーマ:「この泥あればこそ咲け蓮の花～めざせクール下町社長～」
定 員	150名
参加費	無料
照会先	十六銀行 法人営業部「NOBUNAGA21事務局」 (TEL:058-266-2664)

「外国人材雇用セミナー～外国人材雇用の基礎知識とポイント～」を開催します。

当行は、昨今、企業さまの関心が高まっている『外国人材雇用』をテーマとしたセミナーを開催いたします。本セミナーでは、在留資格制度の概要や、外国人の採用ルート(留学生、技能実習生、高度人材)ごとの特徴など、外国人材を雇用する上で必要な基礎知識と抑えておくべきポイントを分かりやすく解説いたします。本年4月より施行される改正入国管理法の最新情報についてもお届けする予定です。

これから外国人材の雇用を検討されている企業さまや、既に外国人材を活用されている企業さまは、是非ご参加ください。

名 称	外国人材雇用セミナー～外国人材雇用の基礎知識とポイント～
日 程	平成 31 年 3 月 19 日(火)14:00～16:30
場 所	じゅうろくプラザ中会議室1 (岐阜市橋本町 1 丁目 10 番地 11)
内 容	【第 1 部】 ①『外国人材雇用に係る在留資格等への対応について』 講 師:愛知労働局ハローワーク名古屋中 名古屋外国人雇用サービスセンター 外国人雇用管理アドバイザー みつお行政書士事務所 特定行政書士 申請取次行政書士 山田 光男 氏 ②『外国人留学生を採用するために』 講 師:愛知労働局ハローワーク名古屋中 名古屋外国人雇用サービスセンター 上席職業指導官 溝越 太 氏 【第 2 部】『外国人技能実習生受入について』 講 師:税理士法人 TACT 高井法博会計事務所 経営コンサルティング部 部長 中部中小企業共栄会協同組合 副代表理事 水野 由也 氏 【第 3 部】『ベトナム人高度人材の採用・活用について』 講 師:株式会社ネオキャリア ベトナム現地法人 代表取締役 嶋 航 氏
定 員	50名
参加費	無料
照会先	十六銀行 海外サポート室 (TEL:058-266-2693)

当行の無料相談サービス

◆法律相談会 …開催日の2日前までに事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)		
3月5日	(火)	13:45～15:05
3月12日	(火)	13:45～15:05
3月19日	(火)	13:45～15:05
3月26日	(火)	13:45～15:05

(渡辺弁護士/お1人さま20分)

PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)		
3月5日	(火)	13:30～15:00
3月12日	(火)	13:30～15:00
3月19日	(火)	13:30～15:00
3月26日	(火)	13:30～15:00

(山口弁護士/お1人さま30分)

※会場は山口敬二法律事務所(JR名古屋駅徒歩5分)に変更される場合があります。

◆税務相談会 …事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)		
3月6日	(水)	13:00～16:00
3月28日	(木)	13:00～16:00

PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)		
3月14日	(木)	13:00～16:00

PLAZA JUROKU岐阜支店会場 (岐阜スカイウイング37 東棟1階)		
3月7日	(木)	13:00～16:00

星が丘支店会場		
3月20日	(水)	13:00～15:30

(全会場 小野税理士/お1人さま30分)

北長良支店会場		
3月13日	(水)	13:00～15:30

※諸事情により、開催日・会場が変更になる場合がありますので、本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

2. 公的機関情報

➤ 「実践的！ 海外市場開拓ワークショップ」の開催

受付中！ 2/20（水）まで

主 催	(公財)岐阜県産業経済振興センター
内 容	<p>(公財)岐阜県産業経済振興センターでは、ワークショップ形式による2回シリーズの講座「実践的！ 海外市場開拓ワークショップ ～売するための販売チャネル構築～」を開催します。この講座では、海外展開の考え方、見過ごしがちなポイント、具体的な販売チャネルの構築手法について解説するとともに、事例発表を行います。また、講師の方には、具体的な課題を抱える企業の方々のために、個別相談会を開催し、海外販路開拓のアドバイスをさせていただきます。</p> <p>【講座内容】あなたの海外販売戦略を見える化しよう！ ※5名程度のグループに分かれて、自社のビジネスモデル戦略マップの作成とブラッシュアップを行います。</p> <p>【事例発表】① 2月21日(木)13:00～14:00 テーマ: 日本酒文化を海外に売る！ 講 師: 千古乃岩酒造(株) 代表取締役 中島 大蔵 氏</p> <p>② 2月26日(火)13:00～14:00 テーマ: 関刃物の海外販路開拓について 講 師: ニッケン刃物(株) 海外営業部 水野 裕二 氏</p>
日 時	平成31年2月21日(木)、2月26日(火)10:00～16:00
場 所	OKBふれあい会館(県民ふれあい会館)14階 展望レセプションルーム (岐阜市藪田南5丁目14番53号)
定 員	20名(先着順)
参加費	無料
照会先	(公財)岐阜県産業経済振興センター http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2019011101/index.asp

➤ 「製造業のためのタイ・ビジネス商談会」参加企業の募集

受付中！ 2/20（水）まで

主 催	(公財)岐阜県産業経済振興センター
内 容	<p>(公財)岐阜県産業経済振興センターでは、県と連携して県内企業の海外展開を支援しています。その一環として、県内中小企業の海外展開を支援するため、タイから製造業関連の企業を招へいたビジネス商談会を以下のとおり開催します。</p> <p>当日は、タイから招へいた企業と、国内で直接商談ができる絶好の機会ですので、海外への販路拡大や調達等を目指す県内中小企業の方は、ぜひご参加ください。</p> <p>① 商談会 開催時間: 13:00～17:00 会 場: 3階 鳳凰の間 商談スタイル: タイ企業が待機する個別商談ブースで1対1の商談形式(通訳付) ※個別商談時間は、締切後に追ってご連絡します。</p> <p>② 交流会 開催時間: 17:15～18:45 会 場: 5階 飛翔の間 参 加 者: タイ企業および参加希望者</p>
日 時	平成31年3月12日(火) 13:00～18:45
場 所	ホテルグランヴェール岐山 3階鳳凰の間および5階飛翔の間 (岐阜市柳ヶ瀬通6-14)
募集対象	県内に本社または事業所を有する中小企業等(先着20社)
参加費	交流会のみ お一人様3,000円
照会先	(公財)岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 取引課 http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2019012401/index.asp

➤ **「平成 31 年度向け設備貸与制度説明会」の開催**

受付中！

主 催	(公財)あいち産業振興機構
内 容	設備貸与制度とは、当機構が申込者に代わって、ご希望の機械販売業者から機械・設備を購入し、「割賦販売」又は「リース」する制度です。 担保は原則不要、保証金も徴収しないなど大変利用しやすい制度となっています。 また、この制度は、金融機関や信用保証協会の借入枠とは別枠でご利用いただけますので、信用保証料も不要です。この制度の説明会を以下のとおり開催しますので、ぜひご参加ください。 ※本事業の実施にあたっては 2 月定例県議会での当初予算成立が前提となります。
日 時	平成 31 年 3 月 1 日(金) 14:00～15:00
場 所	公益社団法人あいち産業振興機構 14 階セミナールーム (名古屋市中村区名駅 4-4-38 ウィンクあいち)
参加費	無料
照会先	(公財)あいち産業振興機構 http://www.aibsc.jp/tabid/62/Default.aspx

➤ **「Web マーケティング実践活用セミナー」の開催**

受付中！

主 催	公益財団法人あいち産業振興機構
内 容	Web マーケティングの重要性が増す中、「何をやればいいのかわからない」、「やってみたものの成果が出ない」等、Web マーケティングに対する良いイメージが持てず、活用しない・活用しなくなるケースを多く聞きます。 本セミナーでは、Web マーケティングの概要や、中小企業における Web 活用の実態と効果、Web マーケティングが失敗する3つの理由をお話します。 講 師:スモールスタートコンサルティング 代表 渋屋 隆一 氏
日 時	平成31年3月4日(月) 14:00～16:00
場 所	あいち産業振興機構 14階 セミナールーム (愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38)
定 員	30 名(先着順)
参加費	無料
照会先	公益財団法人あいち産業振興機構 http://www.aibsc.jp/tabid/574/Default.aspx

➤ **「しっかり備えて賢く使おう太陽光発電<固定価格買取制度からの自立化に向けて>」の開催**

受付中!

主 催	経済産業省 中部経済産業局
内 容	<p>太陽光発電については、第5次エネルギー基本計画において、固定価格買取制度からの自立化とさらなるコスト低減により、長期安定的な主力電源として推進していくものとなっています。</p> <p>こうしたなか、2019年11月以降、固定価格買取制度による買取期間が満了を迎える住宅用太陽光発電設備が順次発生します。</p> <p>本セミナーは、太陽光発電設備から生まれる再生可能エネルギーについて、自身での利用(自家消費)、電力会社等への売電など、買取期間終了後の利活用方法をご紹介しますことにより、制度からの自立と引き続き太陽光発電設備の有効活用につとめて頂くことを目的とし開催します。</p>
日 時	平成 31 年 3 月 5 日 (火) 13:30~17:00
場 所	今池ガスビル9階 今池ガスホール (名古屋市千種区今池 1-8-8)
対 象	住宅に太陽光発電設備を設置されている方、太陽光発電関連事業者(ハウスメーカー、工務店、電気工事業者、保守・点検事業者等)
定 員	300名(先着順)
参加費	無料
照会先	中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 http://www.chubu.meti.go.jp/d32shinene/page/20190305.html

3. 経営教室

国際税務教室

法定調書の提出義務の範囲（非居住者等への不動産賃料の支払）

課税標準を的確に把握し適正・公平な課税を実現するための仕組みとして、特定の者に対する支払者に、支払の事実の内容を税務当局に提出するよう義務づける、法定調書制度が存在します。現在、法定調書は「所得税法」、「相続税法」、「租税特別措置法」、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」の規定により 60 種ありますが、その中のひとつが「非居住者に支払われる不動産の使用料等の支払調書」（以下、「調書」とします。）です。当該調書は、非居住者や外国法人（以下、「非居住者等」とします。）に対して、不動産賃料の支払をする場合に提出が義務付けられますが、実務的に見れば、支店や駐在員事務所といった、日本法人の海外に所在する拠点が、国外に所在する不動産の賃料を非居住者等に対して支払う場合の調書の提出義務について迷う場合も見受けられます。

当該調書は、非居住者等に対して、国内において、国内で発生する所得（以下、「国内源泉所得」とします）の支払をする者に提出が義務付けられています（※1）。不動産貸付による賃料について見れば、国内にある不動産の貸付による対価が国内源泉所得に該当すること（※2）から、日本国外に所在する不動産貸付による賃料は、（国外源泉所得に該当し）国内源泉所得に該当しません。したがって、日本法人の国外に所在する支店や駐在員事務所が支払う、日本国外で賃借する不動産の賃料については、当該不動産貸付による賃料が国内源泉所得に該当しないことから、支払先が非居住者等であっても、賃料の支払者には調書の提出義務はないことになります。

（※1）所得税法 225 条 1 項八号（※2）所得税法 161 条 1 項七号

国内税務教室

個人事業承継税制の創設

平成 31 年度税制改正大綱について、個人事業承継税制の創設が注目されています。法人の事業承継税制に続き、個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、10 年間の時限措置で相続税・贈与税の納税を全額猶予できる制度を予定しております。

個人事業承継税制は、不動産貸付業等を除き、一般個人事業だけにとどまらず、医業、士業及び農業などの幅広い業種を対象としており、事業用の土地や建物、機械等の一定の減価償却資産の課税価格に対応する相続税・贈与税の全額を猶予できる制度とされています。また、具体的な適用に当たっては、青色申告の承認を受けている個人事業者が、2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までに、認定経営革新等支援機関の指導を受け、承継計画を都道府県に提出し、認定を受けた後、税務署へ相続税・贈与税の申告書等を提出することを想定しています。

既存制度との関係について、農地には農地の納税猶予制度の適用を受け、農地以外の納税猶予の対象にならない部分の土地、建物や減価償却資産について、個人事業承継税制の適用を受けるという両制度の併用を可能とする一方で、事業用の小規模宅地特例制度については、併用を不可とする点に留意する必要があります。また、猶予制度であることから、最終的に猶予税額の全額の「免除」を受けるには原則、後継者が廃業することなく、後継者が死亡するまで事業を継続すること等が必要となる為、長期的な視点から承継後の事業継続の見通しも考慮して、適用を受けるか否かの検討が必要となります。

税理士法人 成 和 / 社会保険労務士法人成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号：058-295-7077 058-295-2055（岐阜事務所） / 052-433-2112（名古屋事務所）

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

編集・連絡先：**十六銀行 法人営業部****(058-266-2523)****愛知営業本部****(052-961-8761)**

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。

また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。